

定 款

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 定款

目 次

第 1 章 総則	(第 1 条～第 2 条)	3
第 2 章 目的及び事業	(第 3 条～第 5 条)	3
第 3 章 資産及び会計	(第 6 条～第 12 条)	4
第 4 章 評議員	(第 13 条～第 16 条)	5
第 5 章 評議員会	(第 17 条～第 25 条)	6
第 6 章 役員	(第 26 条～第 35 条)	7
第 7 章 理事会	(第 36 条～第 44 条)	9
第 8 章 定款の変更及び解散	(第 45 条～第 48 条)	10
第 9 章 事務局	(第 49 条～第 50 条)	11
第 10 章 公告の方法	(第 51 条)	11
第 11 章 補則	(第 52 条)	12
附則		12

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、産業廃棄物を主体とする廃棄物処理の適正化を図り、及び廃棄物処理に関する各種の事業の健全な発展を推進するために必要な各種調査研究、教育研修、相談指導、処理ガイドラインの策定、機器・設備等の普及、及び電子情報処理組織の運営等の活動を行うことにより、廃棄物処理に関する各種事業の健全な発展、廃棄物の再生利用の推進及び産業の健全な発展を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の処理に関する調査研究
- (2) 産業廃棄物に関する情報の収集、管理及び提供（第 3 号に掲げるものを除く。）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 13 条の 3 に規定する情報処理センターの業務
- (4) 廃棄物分野における各種情報の利活用
- (5) 産業廃棄物処理に関するガイドラインの策定及び普及
- (6) 産業廃棄物処理に係わる機器、設備等の評価及び普及
- (7) 産業廃棄物処理に関する講習会及び研修会等の実施
- (8) 産業廃棄物処理に関する機関誌、パンフレット、図書その他印刷物の刊行
- (9) 海外の廃棄物処理に関する国際協力
- (10) 廃棄物処理に関する諸団体との連絡協調
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(業務規程)

第 5 条 この法人は、前条第 1 項第 3 号に規定する業務を行うときは、業務規程を作成し、理事会の決議を経て、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第 6 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うため不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の取得又は一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債等の公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の規定は、第4条第1項第3号に掲げる業務に関する事業計画及びこれに伴う予算に関する書類について準用する。この場合において、「行政庁に提出しなければ」とあるのは、「環境大臣の認可を受けなければ」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の書類については、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度経過後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会の承認を受けた上で、行政庁に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の規定は、第4条第1項第3号に掲げる業務に関する事業報告及び収支決算に関する書類について準用する。この場合において、「行政庁」とあるのは、「環境大臣」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(特別会計)

第 12 条 この法人は、事業の遂行上必要あるときは、理事会の決議によって、特別会計を設置することができる。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 13 条 この法人に評議員 10 名以上を置く。

(評議員の選任及び解任等)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条（所掌事務）の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員に異動があつたときは、遅滞なく、登記し、登記事項証明書を添え、その旨を行政庁に届け出るものとする。

（任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第16条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 基本財産の取得又は処分並びに除外の承認
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

- 第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の取得又は処分並びに除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 23 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の評議員会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員又は理事のうちから選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち、1名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、4名以内を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項により選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項により選定された業務執行理事の中から理事長を補佐し、この法人の業務を執行する常務理事1名を選定することができる。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数の三分の一を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なく、登記し、登記事項証明書を添え、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること、及びその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員

会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長及び顧問)

第33条 この法人に、任意の機関として、会長1名及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第34条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長及び顧問の職務)

第35条 会長は、理事長に対し、この法人の運営に関する重要事項に関し、意見を述べることができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止

- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 3 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 29 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号及び第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故等があるときは、出席した理事の中から互選されたものがこれに当たる。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 15 条についても適用する。

(解散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 50 条 主たる事務所には常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書

- (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類については、法令の定めによるほか、別に定めるところにより、一般の閲覧に供するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は岡澤和好とする。

附 則

この定款の変更は、平成31年3月27日から施行する。(事業の変更、役員の実任の免除又は限定の追加等に伴う変更)

附 則

この定款の変更は、令和5年5月8日から施行する。(主たる事務所の所在地の変更)